

仕 様 書

1 業務名

令和3年度札幌市立小中学校における看護師配置モデル事業

2 実施対象者

札幌市立小中学校に学籍を有し、日常的に医療的ケアを必要とする児童生徒のうち、主治医の指示内容が確認できる書面を有するもの。

3 業務内容

- (1) 看護師を派遣し、実施対象者に対し、経管栄養、導尿、注射等の定時に集中する医療的ケア及び短時間で可能な医療的ケアを行うほか、長時間の医療的ケアが必要な実施対象者については、その身体状況等を観察しながら、必要に応じ喀痰吸引、水分補給、胃ろう管理、気管カニューレ管理、てんかん発作の対応等の医療的ケアを行う。
- (2) 常に実施対象者の健康状態の把握に努め、実施対象者の主治医の指示書に従って、あらかじめ確認した医療的ケアに限って実施することとする。主治医による早急な診療が必要と判断した場合には、直ちに学校長（ミニ児童会館利用中は同館長）に報告し対応を協議する。
- (3) 履行時間は、原則として学校登校日（及びミニ児童会館利用日）のうち委託者が指定する時間とする。
- (4) 医療的ケアの実施体制等について、実施対象者の保護者、学校及びミニ児童会館と必要に応じて打合せを実施する。
- (5) 実施対象者の主治医から医療的ケアの指示内容を直接受ける必要がある場合は、当該主治医が勤務する病院に訪問し指示確認を行う。
- (6) 校外学習先への看護師派遣は、行程や必要経費等の詳細を基に委託者と協議し、可否について定めるものとする。

4 履行場所

- (1) 啓明中学校 （札幌市中央区南9条西22丁目）
- (2) 美香保小学校 （札幌市東区北18条東6丁目）
- (3) ひばりが丘小学校（札幌市厚別区厚別中央2条4丁目）
- (4) 平岸西小学校 （札幌市豊平区平岸1条15丁目）
- (5) 和光小学校及び同校ミニ児童会館 （札幌市北区北34条西7丁目）
- (6) 北野平小学校及び同校ミニ児童会館 （札幌市清田区北野2条3丁目）
- (7) 当該主治医が勤務する病院 ※必要な場合のみ
- (8) 校外学習先 ※委託者との協議により、可能と判断した場合のみ

5 履行期間等

- ・契約日から令和4年3月31日（木）まで
- ・原則として学校登校日（及びミニ児童会館利用日）の以下の時間帯に実施

※ (1)～(4)については、長期休業期間並びに祝日を除く。

※ (5)～(6)については、日曜、祝日及び年末年始（12/29～1/3）を除く。

(1) 啓明中学校

① 10時45分～11時15分

② 12時45分～13時15分

③ 14時45分～15時15分（金曜日）、15時45分～16時15分（月～木曜日）

(2) 美香保小学校

8時20分～15時20分（月～木曜日）

8時20分～14時30分（金曜日）

(3) ひばりが丘小学校

① 10時30分～13時00分

② 14時15分～14時45分（月・木・金曜日）、15時15分～15時45分（火・水曜日）

(4) 平岸西小学校

① 10時15分～10時45分

② 12時30分～13時30分

③ 15時00分～15時30分（火・木・金曜日及び水曜日年間8日間）

(5) 和光小学校及び同校ミニ児童会館

① 10時00分～10時30分

② 12時50分～13時20分

③ 15時45分～16時15分

(6) 北野平小学校及び同校ミニ児童会館

10時30分～17時30分

(7) 当該主治医が勤務する病院

訪問日は、必要に応じて別途調整する。

(8) 校外学習

委託者との協議により定めるものとする。

6 移動費用

業務実施者の履行場所への移動費用については、札幌市教育委員会では負担しない。

7 連絡先

(1) 学校関係

札幌市教育委員会学校教育部学びの支援担当課学びの支援係（担当者：児島）

（札幌市中央区北2条西2丁目STV北2条ビル3階 TEL011-211-3851）

(2) ミニ児童会館関係

札幌市子ども未来局子ども育成部放課後児童担当課（担当者：山本）

（札幌市中央区南1条東1丁目大通バスセンタービル1号館3階 TEL011-211-2989）

8 特記事項

- (1) 実施対象者の体調等の理由により、履行中止日が発生する可能性がある。
- (2) 年間予定額を算出する際には、履行中止日が発生しない想定で見積もること。
- (3) 本仕様の内容は、実施対象者が医療的ケアを必要とする状況や主治医の指示内容の変更によって、見直す可能性がある。
- (4) 詳細については、事前に担当者に確認すること。
- (5) この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に疑義が生じたときは、各担当職員と協議の上、定めるものとする。